

㉗ 沖縄の外来種問題

自然

●沖縄の外来種問題

長い歴史の中で、沖縄県には元々いなかった生きものが持ち込まれており、私たちの身近な動植物にも外国産が多くある。近年、人の移動や交通手段の発達により、急速に世界中の生きものが行き来するようになっており、沖縄県でもこれらの外来種の影響が見られる。

外来種問題は、私たちの貴重な自然に、昔の人が考えもしなかった影響を与えている。

その代表的な種として、マングースがあげられる。マングースは、明治時代の末に、ハブや野ネズミから農作物を守る目的でバングラデシュから数十頭が那覇市周辺に放たれた。100年以上経った現在では、沖縄島全体に生息地を広げ、多くの貴重な動物を絶滅の恐れに追い込む原因の一つとなっている。

●特定外来生物とは

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（2005年6月2日施行）」※に基づき、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。特定外来生物とは別に、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす疑いがあるか、実態がよく分かっていない海外起源の外来生物は「未判定外来生物」に指定され、輸入する場合は事前に主務大臣に対して届け出る必要がある。

※一般的に「外来生物法」「外来種被害防止法」などと略されている。ここでは「外来生物法」を使う。

●特定外来生物等一覧

（単位：件）

| 特定外来生物等 | 哺乳類 | 鳥類 | 爬虫類 | 両生類 | 魚類 | 昆虫類 | 甲殻類 | クモサソリ類 | 軟体動物 | 植物 | 合計 |
|---------|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|--------|------|----|-----|
| 種類数 | 25 | 7 | 21 | 15 | 26 | 21 | 5 | 7 | 5 | 16 | 148 |

出典：環境省 HP 特定外来生物等一覧 <https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

●特定外来生物等一覧

沖縄県では、近年、多くの外来種が侵入・定着し、一部の外来種は生物多様性に大きな影響を与えるとともに、人の生命・身体、農林水産業への影響もある。その脅威に対し、2015年度から外来種対策事業を行っており、有識者で構成する検討委員会を設置し、2018年6月には「沖縄県外来種対策指針」を策定している。

「沖縄県外来種対策指針」で目標として定めた生態系への影響が大きいと考えられる外来種について、「沖縄県対策外来種リスト」を策定し、選定された外来種のうち、すでに定着している種を「防除対策外来種（対策・監視等を行う外来種）」、未定着の種を「定着予防外来種（定着の予防を行う外来種）」に分け、さらに、「防除対策外来種」に対しての指定種を「重点対策種」「対策種」「定着予防外来種」に対しての指定種を「重点予防種」「予防種」に分けている。そして産業又は公益的役割において重要であるが、適切に管理する必要がある種を「産業管理外来種」として指定している。

出典：沖縄県 HP 沖縄県外来種対策指針等について 2018.6
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/gairaisyutaisakushishin.html>

●沖縄県対策外来種リスト(指定種数)

(単位：種)

| 分類群 | 防除対策外来種 | | 定着予防外来種 | | 産業管理 外来種 |
|----------|---------|-----|---------|-----|-------------|
| | 重点対策種 | 対策種 | 重点予防種 | 予防種 | |
| 哺乳類 | 5 | 5 | 1 | 26 | 0 |
| 鳥類 | 2 | 3 | 0 | 13 | 0 |
| 爬虫類 | 3 | 9 | 1 | 14 | 0 |
| 両生類 | 1 | 5 | 0 | 9 | 0 |
| 魚類 | 0 | 18 | 0 | 39 | 0 |
| 甲殻類 | 0 | 2 | 0 | 15 | 0 |
| 貝類 | 0 | 11 | 0 | 15 | 0 |
| 昆虫類 | 1 | 3 | 3 | 15 | 3 |
| その他節足動物 | 0 | 2 | 1 | 6 | 0 |
| その他の動物 | 0 | 4 | 0 | 2 | 0 |
| 植物 | 2 | 81 | 0 | 51 | 0 |
| 合 計(371) | 157 | | 211 | | 3 |

出典：沖縄県 HP 沖縄県外来種対策指針等について 2018.
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/gairaisyutaisakushishin.htm>

●沖縄県対策外来種リスト(指定種名)(一部抜粋)※は自然分布域外のもの

| 分類群 | 重点対策種 | 対策種 | 重点予防種 | 予防種 | 産業管理外来種 |
|-------------|-------------------------------|---|------------------------------------|---|---|
| 哺乳類 | ノイヌ、フイリマン グース、ノネコ | カイウサギ（アナウ サギ）、ハツカネズ ミ ドブネズミ | アライグマ | フクロギツネ、 ハリネズミ属、 リスザル | 該当種なし |
| 鳥類 | コウライキジ インドクジャク | シロガシラ シマキンパラ（アミ バラ）、ギンパラ | 該当種なし | ウズラ、 コリンウズラ、 カナダガン | 該当種なし |
| 爬虫類 | グリーンアノール タイワニスジオ タイワニハブ | ※ヤエヤマセマルハ コガメ、※ヤエヤマ イシガメ、ミナミイ シガメ | カミツキガメ | ワニガメ属、 チュウゴクセマルハ コガメ、 ニホンイシガメ | 該当種なし |
| 両生類 | オオヒキガエル | ※ミヤコヒキガエル 、ウシガエル、 ※又マガエル | 該当種なし | チュウゴクオオサン ショウウオ、アフリ カツメガエル、特定 外来生物のヒキガエル 属（オオヒキガエルをのぞく） | 該当種なし |
| 魚類 | 該当種なし | シルバーアロワナ、 ゲンゴロウブナ、 パールダニオ | 該当種なし | ガ-科、 オオタナゴ、 ソウギョ | 該当種なし |
| 甲殻類 | 該当種なし | タテジマフジツボ、 アメリカザリガニ | 該当種なし | アメリカフジツボ、 ヨーロッパフジツ ボ、北アメリカフジ ツボ | 該当種なし |
| 貝類 | 該当種なし | アフリカマイマイ、 スクミリンゴガイ、 ラブラタリンゴガイ | 該当種なし | オオクビキレガイ、 マダラコウラナメク ジ、ヤマヒタチオビ | 該当種なし |
| 昆虫類 | サイカブト（タイワ ンカブトムシ） | タイワンヤツボシハ ンミョウウ、シロテン ハナムグリ台灣亜 種、カンショオサゾ ウムシ | アルゼンチンアリ、 アカカミアリ、ヒア リ（アカヒアリ） | 外国産クワガタム シ、外国産テナガコ ガネ属、外国産カブ トムシ（ただし、サ イカブトをのぞく） | セイヨウミツバチ、 セイヨウオオマルハ ナバチ クロマルハナバチ |
| その他 節足動物 | 該当種なし | ハイイロゴケグモ、 ヤンバルトサカヤス デ | セアカゴケグモ | キヨクトウサソリ 科、アトラクス属、 ハドロニュケ属 | 該当種なし |
| 植物 | ツルヒヨドリ、 アメリカハマグルマ | オオサンショウウモ、 トクサバモクマオ ウ、パンノキ | 該当種なし | ミカヅキゼニゴケ、 ヤツデグワ、 ケクロビア・シュレ ベリアナ | 該当種なし |

② 自然公園及び自然観察マップ

自然

●沖縄の自然公園とラムサール条約登録湿地、自然観察ができる公園



●自然観察ができる公園

| | | | |
|------|----------------|------|-------------|
| 国頭村 | 国頭村森林公園 | 浦添市 | 浦添大公園 |
| 東村 | 東村村民の森つつじエコパーク | 那霸市 | 沖縄の杜 |
| 今帰仁村 | 乙羽岳森林公園 | | 末吉公園 |
| 名護市 | 名護城中央公園 | | 奥武山公園 |
| 恩納村 | 沖縄県県民の森 | 南風原町 | 宮城公園 |
| 宜野座村 | 漢那ヨリアゲの森緑地公園 | 糸満市 | 沖縄県平和創造の森公園 |
| 沖縄市 | 沖縄県総合運動公園 | 宮古島市 | 上野大嶽城址公園 |
| 中城村 | 中城公園 | 石垣市 | バンナ公園 |

29 観光と環境負荷

その他

●オーバーツーリズムについて

観光地が耐えられる以上の観光客が押し寄せて環境に負荷がかかる状態のこと。

観光客が多く訪れると、観光地に住んでいる人の生活に影響を及ぼすだけでなく、環境が破壊されるおそれがあり、世界的に問題になっている。主な要因として、観光ができる程度の経済的余裕のある人口が世界的に増加していることや、格安航空会社（LCC）などの利用が増加したことがある。

●世界で起きている観光客による問題や対応

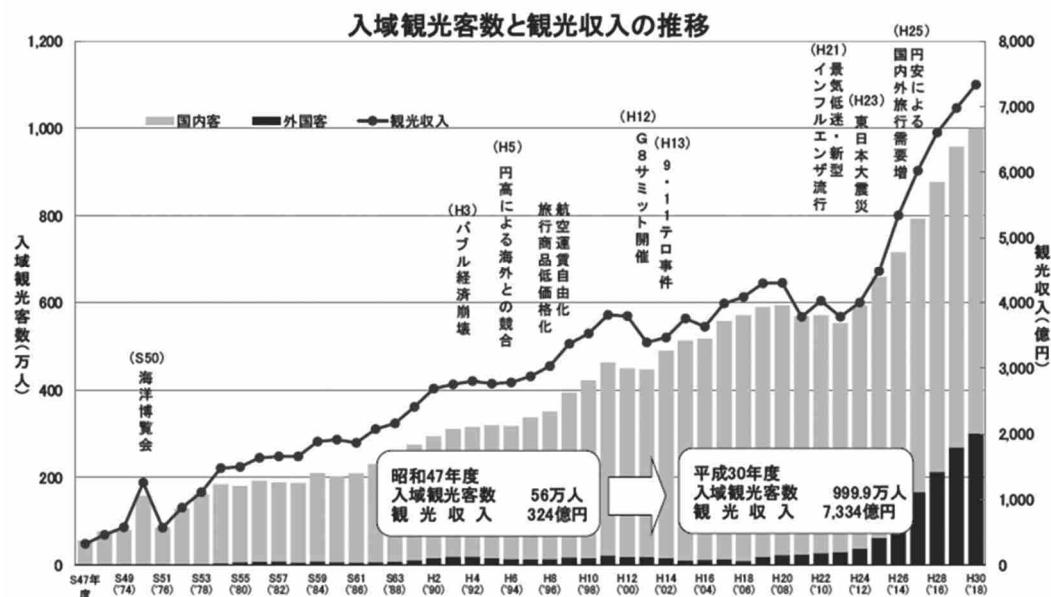
フィリピン・ボラガイ島では急速な観光客の増加にインフラ設備が追いつかず、違法建築やごみがあふれ、水質が悪化する事態となった。フィリピン政府は島を一時的に閉鎖、観光客の立ち入りを禁止し、他の島への需要分散、インフラの整備や環境の改善などを求めている。

ガラパゴスは多くの希少種が存在し、独自の生態系が評価され、1979年に世界遺産第1号に認定された群島である。これらの環境資源や近隣の海洋資源を求める移住者が増加し、その影響により世界遺産抹消の懸念が生じたため、立入規制地域の設定、公認ガイドによるツアーの義務付け、動植物の島外への持ち出し禁止などの対策をとっている。

●沖縄を訪れる観光客数

沖縄を訪れる観光客数は年々増加しており、それに伴って外国人観光客も増加している。

1 沖縄観光の推移
(1) 概況(年度)



引用：「観光要覧」(平成30年度報告)

●沖縄で考えられる観光客による問題

沖縄県では観光客の増加に伴う地域環境への影響が懸念されている。

例えば、沖縄県内の聖域として知られる久高島で、立入禁止の御嶽等に侵入して写真を撮影している事例や、本部町の「備瀬のワルミ」では、農道への違法駐車やごみのポイ捨て等のマナーの悪さから立入禁止したという事例が生じており、他にも、集落内私有地への侵入やレンタカーによる交通渋滞と事故の増加、一部の民泊業者や利用者による騒音やごみ問題等から地域住民生活への影響が報告されています。

自然環境面からもレンタカーの増加に伴うヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコのロードキルの問題やオーバーユース（過剰利用）による植生等への影響が懸念されています。また、世界自然遺産への登録により観光客の増加が見込まれている西表島では、地域環境への影響を懸念して、入島制限することも含めて様々な方策について議論されています。